

又右条件ヲ履行セザル場合ニ於テハ各重役ハ私財ヲ提供シテ責任ヲ果スモノトス
右賞書依而如件

昭和五年五月五日

取締役、長井敏明、
半谷牙高、
渡辺熊吉、
其度

星製菓株式会社
社員聯盟 各位

(別記三)

賞書

一、四月分給料ハ五月五日ニ支拂フコト

二、二月三月分、給料未拂残額ハ五月二十日迄ニ支拂フコト

三、四月三十日ニ約束シタル支拂ハ遅延セシタメ、慰謝金トシテ金三千円ヲ五月十五日迄ニ交付スルコト

(但シ此ニ支出シタル慰謝金各人割當ト同等トス)

右三條件ニ対シ各重役ハ匪懈ノ責任ヲ以テ(例ハ私財ヲテゲウツテ)約束期間ニ約束条件ヲ履行ス
依而賞書如件

昭和五年五月五日

星製菓株式会社 取締役、長井敏明、
半谷牙高、
渡辺熊吉、
其度

誠意会一同 敬

5.5.29

勞務第一六三九號

昭和五年五月廿七日

警視總監

丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
各廳 府 縣 長 官 殿

共済部 大船部 倉庫部 警備部 警備部

星製菓株式會社勞務爭議ニ關スル件 (前發第一報)

要

旨

- (1) 首魁會社等職ハ本月者一時打切ノ状態ナリシガ、社員及職工ノ未拂給料、
同類ニ牽シ再ニ給料シテセリ
- (2) 本會議ノ中心ナル役員同僚ハ関東勞働者組合指導下ニ爭議激化ヲ計リツアリ
- (3) 社員聯盟略後其員同盟ニ行動ヲ共ニシテ、本會社ヨリ未拂給料ヲ拂テ亦否否、
其見テ致ラズ、數次ハ懇談會ヲ組織セリ、今後紛争ハ繼續見込ニ付注視中